

平成 29 年 11 月 30 日
東北経済産業局

伝統的工芸品として「奥会津昭和からむし織」が指定されました

本日、経済産業省は、伝統的工芸品産業の振興に関する法律(以下「伝産法」)に定める伝統的工芸品として、福島県の「^{おく あいづ しょうわ}奥会津昭和からむし織^{おり}」等の5品目を新たに指定しました。

1. 伝統的工芸品の新規指定等について

福島県の「奥会津昭和からむし織」、千葉県等の「千葉工匠具」、「三州鬼瓦工芸品」、「東京無地染」及び「越中福岡の菅笠」の新規指定について、産業構造審議会において審議を行った結果、新規指定することについて了承され、本日、官報告示によって、経済産業大臣指定品目となりました。これにより伝統的工芸品は 230 品目、東北経済産業局管内では 23 品目となります。

2. 新規指定品目「奥会津昭和からむし織」の概要

奥会津昭和からむし織は、福島県昭和村において生産されている織物です。からむしは、イラクサ科の多年草で苧麻(ちよま)とも言われ、昭和村では上布の原材料となる上質なからむしが途絶えることなく生産され続けています。からむし織は吸湿・速乾性に優れており、さらりとした感触が心地よく夏の衣料を始め小物や装飾品など用途は多岐に渡ります。特に、夏衣としては、一度着用すれば他の織物を着ることができなくなると言われるほど上質な製品です。



3. 伝統的工芸品産業の振興に関する法律とは

(1) 伝統的工芸品産業の振興により、国民生活に豊かさと潤いを与えるとともに、伝統的技術・技法の伝承や地域の経済発展・雇用の創出に寄与することを目的とした法律です。同法律に基づいて指定する伝統的工芸品は、同法律に基づく各種振興施策の対象となります。

(2) 指定には5つの要件を満たすことが必要です。

指定の5要件: ①日用品であること、②手工業的であること、③伝統的な(100年以上)技術・技法であること、④伝統的に使用された原材料であること、⑤一定の地域で産地形成がなされていること

4. ご参考

- ・[経済産業省のニュースリリース\(「千葉工匠具」「三州鬼瓦工芸品」「東京無地染」「越中福岡の菅笠」\)](#)
- ・[全国の伝統的工芸品指定品目一覧](#)

(本件にかかるお問い合わせ先)
東北経済産業局 情報・製造産業課長 小林 学
担当者: 郷家
電話: 022-221-4903(直通)